

当 J A の「経営者保証に関するガイドライン」にかかる具体的な取り組み

(公表日：2023年12月1日)

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、お客様に対し十分な説明を行い、経営者保証を求めない融資の取り組みに努めます。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等を、特に以下の点を踏まえ具体的に説明いたします。

- ① 法人と経営者個人の資産及び経理状況が明確に分離されているか。
- ② 法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲内であり、法人から適時適切な財務情報等が提供されているか。
- ③ 法人のみの資産及び収益力で借入返済が可能と判断できるか。または、経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、保証金額は形式的に融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況や融資額、主たる債務者の物的担保等の設定状況や信用状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を検討のうえ総合的に判断して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等を判断するとともに、その判断結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性等について改めて検討し、主たる債務者及び後継者に対して具体的に説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、柔軟に対応することを基本とし、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任や標準的な世帯の必要生計費の考え方等を考慮しながら、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携し、総合的に勘案して決定します。

以上